3　都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準として、都市公園の構造、利用状況、維持修繕の状況等を勘案して、適切な時期に、巡視、清掃等の都市公園の機能を維持するために必要な措置を講ずること等を定めることとした。（第一〇条関係）

4　利便増進施設として自転車駐車場並びに地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔を定め、占用期間の上限を一〇年とするとともに、技術的基準として、自転車駐車場は、都市公園の外周に接する場所その他のできる限り公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさない場所に設けること等を定めることとした。（第一二条第一項、第一四条及び第一六条関係）

5　都市公園法第七条第二項の政令で定める社会福祉施設として、児童福祉法第三九条第一項に規定する保育所等を定め、占用期間の上限を一〇年とするとともに、技術的基準として、当該社会福祉施設は、都市公園の広場又は公園施設である建築物内に設けること等を定めることとした。（第一二条第三項、第一四条及び第一六条関係）

二　都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正関係

地方公共団体が行う資金の貸付けの対象となる費用の範囲を、公募対象公園施設及び特定公園施設の建設に要する費用の二分の一と定めることとした。（第一二条関係）

三　生産緑地法施行令の一部改正関係

生産緑地地区として定めることができる農地等の区域の規模に関する条件を条例で別に定める場合の基準は、三〇〇平方メートル以上五〇〇平方メートル未満の一定の規模以上の区域であることとした。（第三条関係）

四　都市計画法施行令の一部改正関係

1　田園住居地域内において堆積の許可を要する物件は、土石、廃棄物及び再生資源とすることとした。（第三六条の三関係）

2　田園住居地域内において建築物の建築等の許可を要しない行為は、工作物で仮設のものの建設、法令等による義務の履行として行う工作物の建設又は土地の形質の変更及び現に農業を営む者が農業を営むために行う土地の形質の変更又は物件の堆積とすることとした。（第三六条の四関係）

3　田園住居地域内において建築物の建築等の許可を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為は、国、都道府県若しくは市区町村又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とすることとした。（第三六条の五関係）

4　田園住居地域内において市町村長が許可をしなければならない建築物の建築等の規模は、三〇〇平方メートルとすることとした。（第三六条の六関係）

5　田園住居地域内における堆積をした物件の飛散の防止の方法等に関する要件は、国土交通省令で定めるところにより、覆いの設置、容器への収納その他の堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するために必要な措置を講ずることとした。（第三六条の七関係）

五　建築基準法施行令の一部改正関係

1　田園住居地域内に建築してはならない建築物は、農産物の乾燥その他の農産物の処理に供する建築物のうち著しい騒音を発生するものとして国土交通大臣が定めることとした。（第一三〇条の九の三関係）

2　田園住居地域内に建築することができる農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店等の建築物は、次に掲げるものとした。（第一三〇条の九の四関係）

㈠　田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

㈡　㈠の農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

㈢　自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（㈠の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が五〇平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が〇・七五キロワット以下のものに限る。）

六　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二九年六月一五日）から施行することとした。

**◇水防法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第一五七号）（国土交通省）

水防法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第三一号）の施行期日は、平成二九年六月一九日とすることとした。

**◇水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第一五八号）（国土交通省）

一　水防法第三二条第一項第二号の水防活動を定める政令の一部改正関係

1　題名を「水防法施行令」に改めることとした。（題名関係）

2　浸水被害軽減地区内の土地における届出を要しない行為は、次に掲げるものとすることとした。（第一条関係）

㈠　浸水被害軽減地区内の土地の維持管理のために行う行為

㈡　仮設の建築物の建築その他の浸水被害軽減地区内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用が当該行為前の状態に回復されることが確実な場合に限る。）

二　河川法施行令の一部改正関係

1　国土交通大臣が行うことができる指定区間内の一級河川又は二級河川の改良工事又は修繕は、次に掲げるものとすることとした。（第一〇条の七関係）

㈠　ダム、導水路、放水路、捷水路その他これらに類する施設で国土交通大臣が指定するものに関する改良工事又は修繕（㈡に掲げるものを除く。）

㈡　災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う改良工事

2　国土交通大臣による河川管理者の権限の代行（第一〇条の八関係）

㈠　国土交通大臣は、特定河川工事を行おうとするときは、あらかじめ、工事を行う河川の名称及び区間、工事の内容並びに工事の開始の日を公示しなければならないこととした。

㈡　国土交通大臣が特定河川工事を行う場合において、河川管理者に代わって行う権限の内容、その権限を行うことができる期間及び権限を行う場合の手続を定めることとした。

3　特定河川工事に要する費用の負担及び納付

㈠　国土交通大臣が特定河川工事を行う場合における都道府県等が負担すべき金額を定めることとした。（第三七条の二関係）

㈡　国土交通大臣は、その行う特定河川工事に要する費用の負担に関し、費用を負担すべき都道府県等に対し、その負担すべき額を納付すべき旨を通知しなければならないこととした。（第三八条関係）

三　独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正関係

1　独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が行うことができる都道府県知事等が管理する河川管理施設の改築又は修繕に関する工事は、ダムに関する工事とすることとした。（第一七条の二関係）

2　機構が特定河川工事を行う場合において、河川管理者に代わって行う権限の内容、その権限を行うことができる期間及び権限を行う場合の手続を定めることとした。（第一七条の三関係）

3　機構が特定河川工事を行おうとするとき等に行う公示は、工事を行う河川の名称及び区間、工事の内容並びに工事の開始の日等を官報に掲載してすることとした。（第一七条の四関係）

4　水資源開発施設の管理に係る水道事業者等の負担金の支払方法は、当該負担金の全部又は一部につき割賦支払、一時支払又は当該年度支払のうちから、機構が定めることとした。（第三七条関係）

5　特定河川工事に要する費用について、その範囲、都道府県又は指定都市が支払うべき金額及び支払の方法を定めることとした。（第四二条の二関係）